二十三年法律第二十九号）第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益（法第百三十六条に規定する利益をいう。以下同じ。）から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第四十八条第三項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額、同項の規定により同項の減損損失に細分された金額の百分の七十に相当する金額及び第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除し、その控除後の金額に租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二条の十九第三項の規定により加算する金額（同条第四項の適用を受ける場合には、同項の規定により加算する金額とする。）を加えて得た金額（第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。）の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

第十八条に見出しとして「（利益超過分配金額の出資総額等からの控除）」を付し、同条中「（法第百三十六条に規定する利益をいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（買換特例圧縮積立金）

第十八条の二　買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げる金額を取り崩すことができるものとする。

一　買換資産（租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二条第三項の規定により損金の額に算入する額（以下この号において「損金算入額」という。）があるとき　当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額（租税特別措置法第六十五条の七第八項（同法第六十五条の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第七項若しくは同法第二十条第十七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。）で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

二　買換資産又は租税特別措置法第六十六条の二第一項の適用を受けた同項に規定する先行取得土地等の全部について、譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由が生じたとき　当該買換資産又は当該先行取得土地等に係る買換特例圧縮積立金の額に相当する金額

三　租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益から貸借対照表上の買換特例圧縮積立金の額を控除した金額が、当該適用事業年度の配当可能利益の額の百分の九十に相当する金額を超えない場合において、取崩金額の全額を当期の金銭の分配に充当することにより同項の規定の適用を受けようとするとき（当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた買換特例圧縮積立金がないときに限る。）　当該配当可能利益の額に取崩金額を加えて得た額の百分の九十に相当する金額を超えることとなる金銭の分配をするために最低限度必要な金額

2　前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を取り崩すものとする。

一　租税特別措置法第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき　当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき　当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額

第三十九条第五項に次のただし書を加える。

ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

第五十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第二号に掲げる取崩しの額に買換特例圧縮積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならない。

第五十六条第五項に次のただし書を加える。

ただし、同号に掲げる項目に買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならない。

第七十六条第二項中「表示しなければならない」の下に「。この場合において、当該取崩金額に第十八条の二第一項第三号に掲げる取崩しの金額が含まれている場合は、その取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならない」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項第三号に掲げる項目に、買換特例圧縮積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金をその他の任意積当金と区分して表示しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の日前に金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項（同法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは同法第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金については、この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則第二条第二項第二十八号の規定にかかわらず、同号に規定する買換特例圧縮積立金には該当しないものとみなす。

復興庁令

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第二号ニ並びに東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第一条第二号及び第三号の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「掲げる行為若しくは」を「掲げる行為、」に改め、「規定する行為」の下に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項から第八項までに規定する行為又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力」を加え、「及び配偶者等」を「、障害者及び配偶者」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

四　再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業

附　則

この庁令は、平成二十五年四月一日から施行する。